

## 小児医療費助成制度の対象年齢拡大について

### 1 本市における小児医療費助成制度の概要

本市では、小学校6年生までの入・通院は所得制限なしで、中学生は入院のみ所得制限を設けて助成しています。

小学校6年生までは医療証を交付しており、県内の医療機関では、医療証と健康保険証の提示により、自己負担なしで受診できます。(現物給付)

中学生は医療証の交付がなく、入院にかかる医療費は一旦窓口で自己負担し、後日、必要書類を添えて払い戻し申請をすることで助成が受けられます。(償還払い)

なお、生活保護受給者の医療扶助を受けている場合や、ひとり親家庭等の他の医療費助成制度に該当する場合には、当該制度が優先されます。(他法優先)

### 2 制度改正の概要(案)

#### (1) 拡充の内容

##### ア 対象年齢の拡大

通院に係る医療費助成の対象年齢を中学校3年生まで拡大

【現行】中学生：入院のみ助成(所得制限あり)

##### イ 所得制限の導入

主な生計者の所得が児童手当の所得制限を超えていない世帯の中学生が対象

【現行】中学生の所得制限：旧児童手当の特例給付基準

<参考>所得制限額の比較

扶養親族等の数	現行 (旧児童手当)	改正後 (現在の児童手当)
0人	532万円	622万円
1人	570万円	660万円
2人	608万円	698万円
3人	646万円	736万円

※所得限度額は、扶養人数が1人増えるごとに38万円加算されます。

ウ 中学生の助成方法の変更

中学生に医療証を交付する（現物給付）

【現行】中学生：医療証の交付なし（償還払い）

※ 所得制限による医療証更新の基準日は毎年10月1日

※ 初年度および中学校1年生の対象者には、4月から9月までの医療証を交付し、以降は1年間有効の医療証を交付（中学校3年生は翌年3月31日まで）

現 行			改 正 後		
年齢	小学生まで	中学生	年齢	小学生まで	中学生
助成対象	入院・通院	入院のみ	助成対象	入院・通院	
所得制限	なし	あり 旧児童手当の 特例給付基準	所得制限	なし	あり 現在の児童手当 所得制限基準
医療証	交付あり	交付なし	医療証	交付あり	
助成方法	医療証の提示で 窓口負担なし (現物給付)	窓口負担後に 払い戻し申請 (償還払い)	助成方法	医療証の提示で窓口負担なし (現物給付)	

(2) 拡充の時期

平成31年4月1日（予定）

※ 平成30年度は、対象年齢の拡大に伴うシステム改修のほか、対象者への申請案内や改正に向けた制度周知を実施します。

(3) 拡充による影響

ア 対象者数見込

中学1年生から中学3年生まで：約9,000人

(中学生の対象者約12,000人の75%程度)

イ 医療助成費見込

扶助費：約225,000千円

(4) スケジュール

平成29年	9月	子ども文教常任委員会報告
	11月	パブリックコメントの実施（11/1～11/30）
平成30年	2月	条例改正等の議会提案
平成30年	4月から	準備作業着手
平成31年	4月	条例施行